明治初期法華宗教団の変遷に関する一考察

――日蓮宗勝劣派の動向を中心に――

地見心澄

一、はじめに

明治維新後の廃仏毀釈に見られる極端な神仏分離政策・神道国教化政策が頓挫した後、明治政府が国民教化策を担うため明治五年（一八七二）に設置したのが、教部省である。教部省では神道に加え、当初排除されていた仏教も併せて、国民に対する皇道宣布を行うことが目的とされた。そこで、教化組織として神仏合同の大教院を設置、さらに職制として教導職十四級を導入した。その教導職を各宗で管理するための役職として、一宗一管長の制が敷かれ、全寺院は日蓮・天台・真言・禅・浄土・真宗・時宗のいずれかに属することとなった。

しかし、日蓮門下においては従来総本山が存在しなかったうえに、各門流間で教義の相異が大きく、一つの本山を頂点とする単一教団を形成することは困難であり、管長を選出するにあたって混乱がみられた。その後、教部省の管理体制の緩和に従って明治七年（一八七四）には日蓮宗勝劣派と日蓮宗一致派で管長が別置となった。さらに同九年（一八七六）二月には勝劣派が八品・本成寺・本隆寺・妙満寺・興門の五派各立となり、他方日蓮宗一致派は単称「日蓮宗」となった。勝劣各派が独自の宗号公称を許可されるのは、さらに時代を下って明治三

十一年（一八九八）以降のことである。このような紆余曲折を経て、日蓮門下は江戸時代の「本山・末寺」を単位とする「門流」から、近代的な「宗」という教団へと再編されていったのである。

ところで、この間の動向については、明治初期という時代背景もあって記録は少なく、必ずしも明らかにされていない。そこで本稿では、法華宗某寺所蔵の、本能寺・本興寺両山九十世古森日經聖人（一八一八-一八九一、以下「日經師」と略称）による記録とみられる文書をもとに、当教団が日蓮宗勝劣派から日蓮宗八品派を経て本門法華宗となるまでの変遷過程について考察してみたい。

二、日經聖人と記録文書について

日經師について『本能寺史料』所収の「両山歴譜　日唱本」ならびに『法華宗年表』より経歴を確認すると、明治二年八月、大阪久本寺より本能寺本興寺両山九十世として本興寺へ晋山し、同十三年退山。その後、明治十一年から十三年に日蓮宗八品派管長を務め、明治二十二年には本能寺へ両山九十六世として晋山し、明治二十四年に七十四歳にて遷化している。この間の事績については詳らかでないが、七大本寺確立の問題が起こった明治六年頃には東京に在って、他の勝劣各派本山代表と共に、この問題に対処したという。[1]

本文書は所蔵される和綴じ文書群の中の一冊にあり、①裏表紙に「日經」と捺印されていること②官庁届出文書の写し部分に「古森日經」の署名が見えることから日經師記録の文書と考えられる。本稿では本文書の記録のうち、教団側と所轄官庁である教部省との間でやり取りされた文書の控えを元に、考察を進めたい。残念ながら教部省管轄の公文書については多くが散逸しており、政府保管の公文書によって内容の正確性を担保することが

出来ない。しかし、日蓮門下他派によって保管されてきた既出文献と一致する内容も多く、公文書を即時に記録したものと考えられるのである。[2]

三、日蓮宗勝劣派の各立に向けた動き

教部省からの一宗一管長制に対して動きを見せたのは、身延久遠寺、中山法華経寺、池上本門寺、京都妙顕寺、京都本圀寺（以上一致派）、京都妙満寺、越後本成寺（以上勝劣派）の七本山であった。七本山は管長制度の受け皿となることを目指し、七山より管長を選定することを定めた盟約書を結び、さらに七山により全国の日蓮門下寺院を統括する旨を教部省に打診した。

これを察知した諸本山は激しく反発、八品派と興門派を中心に京都の一致派諸本山も同調して、本山の如何によらず管長を選出し、管長により一宗を統括するよう教部省に求めた。この求めに応じ、明治六年八月に教部省より達書が出され、七本山制の無効と、特定の本山によらず管長が一宗を管理する方式を認めた。これにより勝劣派と一致派が交代で管長を選出することになり、勝劣派当番の際は五派より抽籤で選ぶことが決められた。

明治七年に入ると、日蓮門下以外でも各宗内で分立が相次いだ。すなわち、融通念仏宗の浄土宗からの独立、禅宗の曹洞・臨済（黄檗を含む）分立などである。教部省はこの流れを追認するように、同年三月には一宗一管長制を廃止し、各派に管長設置を認めた。これを受けて、日蓮宗は勝劣・一致の二派に分派、それぞれに管長が置かれた。

このころ、神仏合同の国民教化・皇道宣布の機関として設置された大教院では、神道中心の運営に仏教側の不

満が高まり、ついに明治八年（一八七五）一月には真宗四派が大教院を離脱するに至った。これが引き金となって、神仏合併の大教院は同年五月に解散にとなり、以後教導職の養成は各宗派に任されることになった。

これを受けて、一致派は教団の組織化のために「宗規釐正会議」を招集し、身延山久遠寺を祖山と定めること、管長の選出方法や、全国寺院の区割りなどを決定した。[3] この動きは、いち早く身延山を中心とする近代的教団組織を編成し、勝劣派に対して優位を保とうする意識の表れであったともいえる。

一方、勝劣派は一致派の組織化の動きに即座に反応した。先の宗規釐正会議後に一致派が各府県へ配布した條款に「日蓮宗」と単称する記述があり、勝劣派執事・能受日光（八品派）は勝劣派を無視するものだと反発、一致派と明記するよう同派に抗議する一方、管長代理釋日貫（興門派）を通じて教部省にも同派への指導を訴えた。

折しも、江戸時代に幕府から禁制とされていた不受不施派が、再興を目指して同年六月と九月の二度、教部省に上申書を提出していた。教部省からの諮問に対し、一致派管長新居日薩、勝劣派管長釋日貫ともに再興反対の上申を提出している。[4] 不受不施派の再興運動が、日蓮門下教団再編の動きを加速させた側面も否定できないだろう。

そしてこのような流れの中、同年十一月二十七日には教部省より信教の自由について口達が出された。

（前略）

夫教導職ハ各自ノ教義ヲ以テ教導スル者ニテ其管長ハ其部内ノ教義ヲ掌握シ布教上ノ責任ヲ担当スルモノトス故ニ其ノ部内教導職ノ進退専ラ具状申告ヲ得ル勿論ト雖モ其等級与奪ノ政府ヨリスルモノハ即今日行政上ノ保護ニ出候筋ニ有之就テハ官吏ノ試験場ニ立会検査候儀モ専ラ行政上ノ事ニテ其宗学ノ浅深答きゅノ甲乙

ヲ鑑定スル主意ニ無之抑政府ヨリ神仏各宗共信教ノ自由ヲ保護シテ之ヲシテ暢達セシムル以上ハ乃又之ヲシテ行政上ノ裨益ナルモ妨害タラシメス以テ保護ノ終始ヲ完全スル是レ政府ノ教法家ニ対スル所以ニシテ而シテ其教法家ハ信教ノ自由ヲ得テ行政上ノ保護ヲ受クル以上ハ能ク朝旨ノ所在ヲ認メ啻ニ政治ノ妨害トナラサルニ注意スルノミナラス務テ此人民ヲ善誘シ治化ヲ翼賛スルニ至ルヘキ是レ教法家ノ政府ニ報スル所以ノ義務ト謂フヘシ是以当省ヨリ授与セル三條之教則モ行政上ノ事ニテ其試験立会ノ法ヲ設クル亦此教則ヲ授クルヨリ出候モノニ有之依テハ各管長ニ於テモ其教則ヲ奉体スルヨリシテ曩日十七説等ヲ以試場ノ課定取定度段伺出即当省ニ於テ之ヲ聞届ケ七年九月第三十九号ヲ以地方官ニ告達シ支牾スル処ナカラシムル次第ナリ故ニ立会官員其場ニ臨ムモ必竟布教上弊害ナキヲ証スル為メニテ敢テ其主義ヲ屈抑スル筋ニ無之教法ヲ布ク者ト教法ヲ受クル者トヲシテ共ニ信教ノ自由ヲ完全ナラシムル保護ノ趣旨ニ出候儀ト可心得事[5]

「政府による国民治化を助ける義務」を求めながらも、一応の信教の自由を保障する内容であった。もはや勝劣派においては、教義や法式を異にする五派で一管長制を維持するよりも、五派各立に向けた動きが加速するのは当然の成り行きであっただろう。口達の影響の程は不明であるが、口達の五日後には、勝劣派は教部省に対して五派各立の願書を提出した。

別紙之通五派各立ノ儀弊派内諸本山代理共ヨリ願出候間進達仕候速ニ御許可被下度此般添書ヲ以願上候也

明治九年十二月二日[※1]　　日蓮宗勝劣派管長代理

権大講義　釈　日貫

教部――（ママ）※2　璣殿

※筆者注1　年時は明治八年の誤りと思われる。

※筆者注2　「教部大輔　宍戸璣殿」の略と思われる。

日蓮宗勝劣五派各立之儀願

當勝劣派ノ儀ハ一管長一教院ニテ教義上百般取扱来候処昨七年三月御省乙第三号御達本年五月乙第四号各自布教ノ御達ニ基キ今般更ニ五派管長相設ケ随テ教院並取締モ相設メ各自布教ノ実効ヲ相立申度奉存候間此段五派惣代ノ連署ヲ奉悃願候也

日蓮宗勝劣派

八品派惣代

少講義　諏訪日守

本成寺本隆寺両派惣代

少講義　廣　日光

興門派惣代

権中講義　玉野日志

妙満寺派惣代

同　牧田精嚴

中講義　山岬日暲

教部――　　璣殿

日蓮宗勝劣派別書

一　妙満寺派　　末寺現存凡　四百九十ヶ寺余
一　興門派　　仝　同　二百五十ヶ寺余
一　八品派　　仝　同　二百八十四ヶ寺余
一　本成寺派　　仝　同　百三十ヶ寺余
一　本隆寺派　　仝　同　七十ヶ寺余

但本隆寺派ノ儀ハ本成寺派ト従来人法通用ノ由縁之レアリ且末寺モ少分ナレハ教義吏務百般本成寺派へ依托ニ相成居候間両派合テ一派ト當テ出候事モ之アリ候得共実ハ往古ヨリ両派各存在仕候今般モ協儀ノ上両派ニ於テ一管長相設度旨申出候也

右者今般五派各立ノ儀出願仕候ニ付テハ當勝劣派中区別取調上申仕候也

明治八年十二月二日

日蓮宗勝劣派管長
権大講義　釋　日貫

教部大輔　宍戸璣殿

しかし、勝劣派の上申は教部省に許可されなかった。十二月十七日に出頭要請を受けて管長釋日貫をはじめ牧田精嚴・玉野日志・諏訪日守・廣日光の各門流代表が教部省に出頭し、教部省側より再考を促された。勝劣派側は協和の目途は立たないと反論するも、教部省側の態度は変わらず、やむなく持ちかえって協議することとなった。その後、一応の協議を経て十二月十九日に再度五派分離の上申書を提出するも、しばらく教部省側からの回答はなかった。

四、日蓮宗勝劣派の単称「日蓮宗」公称、五派各立へ

教部省から五派分離上申に対する回答がないため、勝劣派は翌明治九年一月二十二日に追願書を五派連署で提出した。それに対する教部省からの返答は、またも勝劣派の期待するものではなかった。上申については回答せず、一致派の単称を認めたことを通知してきたのである。

日蓮宗　勝劣派管長

其宗一致派管長ヨリ別帋之通伺出聞届候條此旨為心得相達候事

明治九年二月三日　教部大輔　宍戸璣

伺書

日蓮宗一致派ノ儀従前ハ日蓮宗トノミ相唱ヘ日蓮宗一致派ト煩言不致度処壬申年間各管長
被為置候節宗内叉ヲ執ル者先誤有之候ヨリ自然宗内紼情相釀シ候処幸七年三月各派管長適宜可取設ノ御達ニ
付該宗管長設立ヲ求ルノ急ナルヨリシテ深ク宗派ノ原同ヲ察セス一致派管長設立申立候條一時草卒ノ挙慚悔
ノ至リ深ク奉謝候元来日蓮ノ立義ニ一致勝劣ノ両義併存ノ義ニ候ヲ強テ完玉ヲ分劈シ一致ト而已　偏称候ハ
日蓮立宗ノ原義ニ外レ候ノミニ非ス且ツ宗脉ノ源流支派ノ分辨モ相混シ不都合不既ニ天台宗山門方ノ天台宗
トノミ相唱候適例モ有之旁以テ今般宗規釐正ノ趣意ニ基キ一時ノ謬称ヲ改メ一致派ノ偏称ヲ廃止シ七年已前
ノ宗号ニ相復シ自今日蓮宗トノミ相唱度候條此般相伺候也

明治八年十二月　　日蓮宗一致派管長　　新居日薩

教部大輔　宍戸璣殿

（記録者覚書カ）此分下伺ニ添出ス

宗意書上之寫

毎宗毎派宗門大意以書取可差出旨被仰渡候ニ付以添書奉申上候
弊宗ニ於テ一致勝劣ノ二派有之候ハ其本源経文ヨリ事起リ候蓋シ法華経一部廿八品其前十四品ハ迹門后十四
品ヲ本門ト云勝劣ノ曰本門ハ勝レ迹門ハ劣ル下是故ニ勝劣派ト唱候又一致派一部全典ハ唯一ノ妙法ナレハ本
迹一致ト立ル故ニ一致派ト唱来リ候其義畧〆弘経要義本迹章ニ載又且又去ル庚※午ノ復先命ニ依テ宗門大意ヲ
上ル今之ヲ合判致シ候故乍恐備御高覧候若御疑難ノ義モ有云候得ハ御下問ヲ蒙度伏テ奉願候也

壬※申　六月十四日　　大教正　久遠寺　日健

教部省　御中[6]

※筆者注　庚午＝明治三年、壬申＝同五年

日經師記録に写された伺書は、この問題に関する安中尚史氏の論考に引用された伺書[7]とは文面を若干異にする[8]。安中氏論考中の伺書によれば、この伺書は明治八年十月二十七日に差し戻された後、同年十二月十四日に再提出されたものであるという。その上で、この伺は二月三日に認可されている。したがって、認可当日に勝劣派へこの事実が通知されていたことになる。

これを受けて勝劣派側でどのような協議が持たれたかは明らかでないが、相当な衝撃が走ったことは想像に難くない。それは、この通知を受けて勝劣派から教部省に出された伺書からも見て取れる。

伺書

弊宗ノ義該テ往古法華宗ト称シ中古日蓮法華宗近世ニ至リ唯日蓮宗トノミ唱来候ヘトモ該宗ニ於テ勝劣一致両派併存シテ其各義唱来候儀ハ既ニ壬申六月十四日一致派久遠寺前住職故権大教正北風日健ヨリ差上候別紙宗意書上表ニ顕然ニ候上一昨七年三月各派管長適宜ニ取設御達ニ付則一宗ノ中ヨリ公然一致派管長ヲ申立設置候ヨリ自ラ勝劣派ト唱ル叟ニ相成候然ルニ今般一致派ノ偏称ヲ廃シ自今日蓮宗トノミ相唱度旨御聞届ニ相成候上ハ勝劣派ノ名モ亦何ニ倚テ対立スヘキノ理ナク該派ノ僧俗挙テ疑團ヲ釀シ旁以テ不都合不尠候間當勝劣派名モ更ニ近世ニ復シ唯日蓮宗ト而已相称シ申度此般相伺候也

日蓮宗勝劣派本山惣代

少講義　諏訪日守
〃　廣　日光
権中　牧田精嚴
中講　山岬日暲
権大　玉野日志
日蓮宗勝劣派管長
権少教正　釋　日貫

教部大輔　宍戸璣殿

（朱書）
伺之趣聞届候事
明治九年二月十四日　「教部大輔宍戸璣之印」

従前の五派各立の主張を取り下げ、勝劣派も「日蓮宗」を単称するように上申したのである。一宗の中で他門流が一致派を名乗ったために当方は勝劣派を名乗ったまでのことであり、一致派が日蓮宗を単称するならば、当方が勝劣派を名乗り続ける根拠もなくなる、というのがその理由である。五派各立は認めなかった教部省であったが、この勝劣派の上申は認められた[9]。日經師記録に上申の期日は見られないが、わずか十日ほどで方針を転換し、教部省の承認を取り付けたことになる。

そして、「日蓮宗」単称を認められた旧勝劣派は、単称承認のわずか三日後に、五派各立に向けて改めて追願を提出した。

五派各立之儀追願

今般勝劣派名ヲ廃シ日蓮宗ト而已相唱度旨伺上候處御聞届ニ相成難有拝承仕候附テハ派名ヲ泯シ彼此区別難立百叟混淆シテ不都合不尠且ツ五派ノ義ハ固ヨリ所立ノ法体宗規服製共相異リ教義上差支候ニ付自今別紙派各書ノ通相称シ申度然ル上ハ百般区分相立混雑ノ憂モ無之候間先般相願置候五派各立ノ義至急御許可ニ相成度此般重テ連署ヲ以テ願上候也

明治九年二月十七日

八品派惣代　少講義　諏訪日守
本成寺 本隆寺派惣代　〃　廣　日光
妙満寺派同　権中　牧田精嚴
権大　山岬日暲
興門派　権大　玉野日志
日蓮宗管長
権少教正　釋　日貫

教部大輔　宍戸璣殿

（朱書）

書面之趣聞届候條　管長選定之上可届出事

明治九年二月十九日　　印

追願においては、勝劣・一致両派が日蓮宗を名乗るようになったことで混淆による不都合が起こったとあるが、これは建前の理由と考えるべきであろう。勝劣派の日蓮宗単称が認可されてから追願を提出するまでわずか三日であり、具体的に不都合が起こるとは考えにくい。さらに、（旧勝劣派）日蓮宗管長名で各府県下取締寺院に対して日蓮宗を単称するように達書第一号を出したのは二月十八日のことであり、追願を提出した翌日である。この事実からも、勝劣派側は、五派各立を達成することを最初から念頭に置いて、日蓮宗単称を求めていたことが推測できる。教部省の判断の根拠は不明であるが、勝劣派の五派各立は、日蓮宗単称を経ることによってようやく認められたのだった。

その後、明治九年二月二十七日付「教部省達書第七号」によって

日蓮宗中一致派勝劣派之名目差除一致派ハ日蓮宗ト単称シ勝劣派ハ五派別立夫々管長差置度段願出聞届候條此旨為心得相達候事

但別立ハ別紙之通尤本成寺派本隆寺派ハ合併一管長差置候儀ニ有之候事

（別紙）　　（△印ハ朱書）

日蓮宗妙満寺派　　△元勝劣派

同　興　門　派　　△同

同　八　品　派　　△同
同　本　成　寺　派　　△同
同　本　隆　寺　派　　△同[10]

として、正式に一致派の単称および勝劣派の五派各立承認が公示された。これにより、勝劣各派が求めた各門流を単位とする教団へと次第に再編が進められていった。

門流の独立を得た各教団にとって、次なる問題は宗号の変更であった。一致派が日蓮宗を単称し、勝劣各派が「日蓮宗〇〇派」を名乗っていることで、一致派が本流で勝劣各派は支派に属されているような印象を世間一般に持たれることに、勝劣各派内から反発が起こったためである。これを受けて、興門派管長代理玉野日志が勝劣各派に対し、宗号改称について協議するよう呼び掛けた。

諸府県下ノ僧俗元一致派ニ宗号ヲ奪ハレ、新ニ支派ニ属セラレ候様誤解シ苦情申出候者尠カラサルニ付、自今宗号ヲ改称仕度条出願致度此段及二御協議一候也、

明治九年八月十九日

興門派管長
権少教正釈日貫代理
権大講義　玉野日志　印

二派大教院御中

妙満寺派ヘモ同日同文、八品派ヘモ同段[11]、

勝劣派のうち、これに呼応したのは八品派のみであったようである[12]。同年十月十日、八品派は本門法華宗に、興門派は本門宗に改称する許可を求めて、同日に願書を教部省に提出した。

宗號復興願書

本年二月勝劣派ノ派名ヲ廃シ日蓮宗トノミ相唱度伺上既ニ御聞□ニ相成候処宗内彼此区分区立候故八品派ト唱呼仕度願立御許可ヲ蒙リ候然ル処門末ノ僧俗新ニ支流ニ属セラレ候様ノ疑塊ヲ生シ連々挙苦情申出事実難黙止云ニ因テ断然派号ヲ廃シ更ニ宗祖日蓮面授口決八品所顕本中之本神力結要付属之法體ニ基キ後来支牾無之様判然本門法華宗ト相称度此段奉願候也

日蓮宗八品派管長代理

明治九年十月十日　　権少教正　古森日經

教部大輔宍戸璣殿

（朱書）

書面之趣難及詮議候事

明治九年十月廿日　　印

しかし、八品・興門両派とも同日に請願は却下された。その後の八品派の改称に向けた動きは不明であるが、興門派においては明治十三年まで再三教部省（同十年以降は内務省社寺局に改組）と交渉するも、叶うことはなかった。結局八品・本成寺・本隆寺・妙満寺の四派が改称を許可されてそれぞれ本門法華宗・法華宗・本妙法華宗・顕本法華宗となるのは明治三十一年、興門派が本門宗への改称許可を得るのは翌三十二年のことであった。

二十二年間にわたって宗名変更が許可されなかったのは、同一の宗祖を持つ教団の宗名が多岐にわたることを政府が嫌ったためかとも推測されるが、その理由は明らかでない。

五、おわりに

当時の政府による宗教政策の流れは、祭政一致・神仏合同布教をあきらめ、政府の一定の管理のもとでの信教の自由を認める方向にあった。その意味では、勝劣派からの五派各立だけを主張していても、他宗同様早晩認められる方向にあったと考えることはできる。しかし、一致派の単称認可を知るや十日で五派各立の主張を取り下げて自らも単称の認可を得たこと、そこから数日のうちに五派各立を勝ち取ったこと―いずれも宗教教団としては異例の速さによって決断・実行されたことには驚かされる。また、多くの本山が京都にあったことや、当時の交通・通信事情を考慮する時、東京の大教院に在勤する僧侶が本山より全権を委任されて独自に判断し、各派代表と協議していた事が十分に考えられうる。

そこには、政府からの指示を待つだけにとどまらず、積極的に本来あるべき教団の姿を取り戻そうとする先師の苦心が、数少ない史料から拝されるのである。

【法華宗教団変遷関係年表】

明治五年（一八七二）	三月	◎教部省設置、教導職十四級の制定（四月）
	十月	◎一宗一管長の制（日蓮・天台・真言・浄土・禅・真宗・時宗） →☆日蓮門下は七本山（身延等一致五山と妙満・本成）に他山統括の動きあり
明治六年	二、二四	◎太政官布告にて切支丹禁制の高札撤去、黙認へ
	五月	◎大教院より三章教憲（三条の教則）布達
	八月	☆教部省より日蓮宗七本山の優位を認めず、各本山同等と府県に達書
明治七年	二月	●浄土宗より融通念仏宗が独立
	二月	●禅宗が曹洞と臨済（黄檗を含む）に分立
	三、一二	◎一宗一管長制を停止、各派に管長設置を認める
	三月	●真宗より仏光寺派が独立 ☆新居日薩が一致派管長（四月）、釋日實が勝劣派管長（七月）に就任
明治八年	一月	●真宗四派（東・西・高田・木辺）が大教院から離脱
	四～五月	◎神仏合併布教の差し止め、神仏合併の大教院解散、各自布教へ
	六、一〇	☆一致派、宗規釐正会議を開催 →勝劣派は一致派の単称表記に抗議
	六、九月	☆不受不施派より教部省へ再興願を二度提出 →教部省よりの問い合わせに対し一致、勝劣両派とも再興に反対
	一一、二七	◎教部省より信教自由の口達
	一二、二	☆日蓮宗勝劣派五派各立を教部省へ願い出る

明治九年	二、三、	●黄檗宗、臨済宗より独立
	二、三	☆教部省、日蓮宗一致派より単称日蓮宗への届出を許可
	二、一四	☆教部省、日蓮宗勝劣派より単称日蓮宗への届出を許可
	二、一九	☆教部省、日蓮宗旧勝劣派の五派各立を許可
	二、二七	☆教部省、日蓮宗一致派の単称と勝劣五派各立を達書にて通達
	四月	☆日蓮宗不受布施派、再興分立
	九月	●臨済宗九派が各立　真宗興正派が独立　浄土宗より西山派独立
	一〇、二〇	☆教部省、日蓮宗八品派の「本門法華宗」公称を却下
明治十年	一、一一	◎教部省廃止、内務省内に社寺局を設置（一、一九）
	四、一七	●真宗五派（本願寺、東、専修寺、木辺、興正）各立

《その他各宗の独立》※独立宗名［独立元］の順
不受不施講門派…明治十五年　法相宗［真言］…十五年
華厳宗［浄土］…十九年　真言宗新古義分立…三十三年

☆日蓮門下関係　◎一般宗教政策関係　●日蓮門下以外の仏教各教団関係

註

（1）富谷日震『本宗史綱（旧　本門宗）』下巻（本山要法寺、平成六年）　九七〇頁

（2）例えば、日蓮宗一致派の単称を求める伺書の書面は、安中尚史 稿「明治期日蓮宗における一致派・勝劣派再編に関する一考察」（『日蓮教学教団史論集　冠賢一先生古希記念論文集』平成二十二年三月　所収）五五

四頁と一致している。また、日蓮宗勝劣派の単称に関わる期日は、『本宗史綱』と同一である。

(3) 安中尚史 稿「明治初期における日蓮教団の動向」(日本近代仏教史研究会『近代仏教』八号、平成十三年)五九頁

(4) 教部省「日蓮宗不受不施派々名再興」(国立公文書館デジタルアーカイブ所収、明治九年四月編纂)

(5) 文部省宗教局編『宗教制度調査資料 第二巻』(原書房、昭和五十二年)一九九頁

(6) この伺書は日經師記録より引用。

(7) 出典は牧口泰存・増田海円編『現行日蓮宗法令』(日蓮宗長運寺・明治三十八年)。

(8) 安中氏前掲同稿に引用された伺書では、新居日薩の肩書は「日蓮宗一致派管長」ではなく「日蓮宗管長」となっている。さらに副書は北風日健のものでなく、新居日薩自身によるものが副えられている。

(9) 富谷日震はこの時点で、「四派各々派号公称の認可を得」たとの見解を示している。『本宗史綱』下巻 九七四頁。

(10) 『宗教制度調査資料 第二巻』二一六頁

(11) 『本宗史綱』下巻 一〇五五頁

(12) 興門派の伺書の追伸に、「一応各派エ協議ニ及ヒ候処、別紙之通本成本隆寺派ハ既ニ各立ノ上ハ各派ノ見込モ有レ之殊ニ本隆寺ト共同致居レハ即今協議ニ及ヒカタキ趣、妙満寺派ハ貴派ノミ願立ヘシトノ酬答、八品派ハ各自ノ見込モ有レ之ニ付日ヲ約シ同時ニ出願致度旨ニ候間此段添テ上申仕候也、」とある。『本宗史綱』下巻 一〇五六頁。

〈キーワード〉 日蓮宗勝劣派　日蓮宗一致派　日蓮宗八品派　教部省　古森日經